

○ 八代市晩白柚生産支援事業補助金交付要領
(趣旨)

第1条 この要領は、晩白柚の生産の維持及び拡大並びに品質向上を図るため、晩白柚の新植、改植及び補植並びに果実の日焼け防止に用いる被覆不織布(以下「被覆不織布」という。)の導入(以下「事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で八代市晩白柚生産支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、八代市内に住所を有し、かつ、市税を完納している農業者であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業所得の申告を行っている者又は晩白柚の販売が証明できる者であること。
- (2) 事業の完了後5年以上晩白柚の栽培による営農の見込みがある者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、苗木及び被覆不織布の購入に要する費用(消費税及び地方消費税額を除く。)とする。ただし、国、県その他の機関の補助制度を活用する場合は、当該補助を受ける経費を除く。

2 補助対象経費に係る苗木及び被覆不織布の購入量の上限は、苗木にあつては83本、被覆不織布にあつては250平方メートルとする。ただし、事業に係る農地が10アール未満である場合にあつては、当該農地の面積を10アールで除して得た数に苗木にあつては83本、被覆不織布にあつては250平方メートルを乗じて得た数量(その数量に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量)をそれぞれ購入量の上限とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、八代市晩白柚生産支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 八代市晩白柚生産支援事業費収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、八代市晩白柚生産支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難であるときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) その他市長が必要と認める条件

(事業の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、八代市晩白柚生産支援事業補助金変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業実施者又は事業の実施箇所を変更しようとするとき。

(3) その他補助金の交付の決定を受けた内容に変更（変更後の額が交付決定額を超えない変更を除く。）が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、八代市晩白柚生産支援事業変更決定通知書（様式第6号）により当該事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施者は、事業が完了したときは、事業完了後1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、八代市晩白柚生産支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第8号）

(2) 八代市晩白柚生産支援事業費収支精算書（様式第9号）

(交付確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、八代市晩白柚生産支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該事業実施者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに八代市晩白柚生産支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他補助金の交付を受けることが適当でないとき市長が認めるとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和7年6月3日農林水産部長専決）

この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。